

神戸市水道局

# 水道料金・下水道使用料等 WEB(キャッシュレス)決済業務等

見積り合わせ説明書

令和7年4月2日  
神戸市水道局営業課

## 目次

第1	見積り合わせに付する事項.....	3
1	件名.....	3
2	業務の内容等.....	3
3	履行期間.....	3
第2	見積り合わせの参加資格に関する事項.....	4
第3	見積り合わせ参加資格確認申請の手続き.....	5
1	提出書類等(各1部).....	5
2	提出場所.....	5
3	提出方法.....	5
4	提出期間.....	6
5	見積り合わせ参加資格の確認及び通知.....	6
6	見積り合わせ参加資格の喪失.....	6
7	費用負担.....	6
8	見積り合わせ参加資格確認申請書等の取扱い.....	6
9	市からの提示資料の取扱い.....	6
10	見積り合わせ仕様書等の内容に関する質問の受付及び回答.....	6
第4	見積の手続き.....	7
1	見積書提出.....	7
2	見積書の提出方法.....	8
3	提出場所.....	8
4	提出期限.....	8
5	見積書における留意事項.....	8
6	入札保証金.....	8
7	見積書の無効.....	8
8	見積り合わせの辞退.....	9
第5	落札予定者の決定.....	9
1	開札の日時及び場所.....	9
2	開札に関する注意事項.....	10
3	落札者決定.....	10
4	落札結果の公表.....	10
第6	契約手続き等.....	10

1	契約保証金.....	10
第7	その他.....	11
1	契約締結までのスケジュール.....	11
2	見積費用及び提出書類の取扱い.....	11

神戸市水道局が発注する「水道料金・下水道使用料等WEB（キャッシュレス）決済業務等」（以下「本業務」という。）委託に関する見積り合わせについては、関係法令に定めるもののほか、この見積り合わせ通書によるものとします。

なお、見積り合わせ通書とは、この見積り合わせ通書と以下の書類のすべてを指します。

- (1) 水道料金・下水道使用料等WEB（キャッシュレス）決済業務等 仕様書
- (2) 委託契約書（水道局）（及び神戸市委託契約約款（水道局）（以下、「委託契約書案」という。）
- (3) 神戸市情報セキュリティ基本方針（第5.7版）、同対策基準（第5.10版）及び情報セキュリティ遵守特記事項
- (4) 見積り合わせ参加申込兼資格確認申請書（様式1）
- (5) 委任状（様式2）
- (6) 共同企業体結成届出書（様式3）
- (7) 質問書（様式4）
- (8) 見積書（様式5）

## 第1 見積り合わせに付する事項

---

### 1 件名

水道料金・下水道使用料等WEB（キャッシュレス）決済業務等 一式

### 2 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

※サービス利用開始は令和8年1月1日から

## 第2 見積り合わせの参加資格に関する事項

本見積り合わせに参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている単体企業又は共同企業体であること。

- (1) 令和6年度及び令和7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。なお、上記の入札参加資格を有すると認定されていない者は、令和7年4月11日（金）の午後4時までに次のとおり申請を行えば当該審査を受けることができる。
  - ア 申請先  
神戸市行財政局契約監理課（神戸市役所本庁舎1号館2階）  
電話：078-322-5146
  - イ 申請に必要な書類の入手方法  
神戸市行財政局契約監理課で市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）無料で交付する。
- (2) 見積り参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定日までの間に神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生計画許可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として3社以内の民間事業者により構成される組織という。以下同じ。）として参加することができる。その場合、見積書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。また、共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)の要件をすべて満たす必要がある。また、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (5) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）をする場合は、再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めると。但し、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先への直接の支払いを行うことはない。
- (6) 過去5年間（令和2年4月1日以降）に、国もしくは地方公共団体またはこれに準ずる業務を受託した実績を有すること。
- (7) クレジットカード決済に関するシステムについて「PCI DSS Payment Card Industry DataSecurity Standard）」のセキュリティ基準の認定を受けていること。

- (8) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、又は、ISO/IEC27001 若しくは JIS Q27001 の認証を受けていること。かつ令和7年4月1日以降も有効または更新手続き中であること)

### 第3 見積り合わせ参加資格確認申請の手続き

見積り合わせに参加しようとする者は次の書類を提出し、必要な資格の確認を受けなければなりません。

#### 1 提出書類等(各1部)

- (1) 見積り合わせ参加申込兼資格確認申請書（様式1）
- (2) 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - ※ 電子見積り ID 及びパスワードについては、見えないよう加工すること。
- (3) 委任状（代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ）（様式2）
- (4) 会社概要 任意様式
- (5) その他参考書類（業務実績等） 任意様式
- (6) 共同企業体で参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式3）
  - ※ 共同企業体で参加を希望する場合は、(1)・(3)の書類は代表事業者について、(2)の書類は、構成事業者すべてについて提出してください。
  - ※ 同一の事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。）が複数の見積りをすることは認められません。

#### 2 提出場所

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号  
神戸市水道局営業課  
(神戸市水道局総合庁舎 1階)  
電話：078-945-7528

#### 3 提出方法

持参または郵送・宅配してください。

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、書留等受取記録が残る方法で送付してください。

#### 4 提出期間

令和7年4月2日（水）から令和7年4月16日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 郵送宅配の場合は、令和7年4月16日（水）午後4時までに、水道局総合庁舎に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付してください。

#### 5 見積り合わせ参加資格の確認及び通知

(1) 見積り合わせ参加資格は提出された書類により確認し、その結果は確認終了後、随時通知する。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を新たに行う者については、神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写しが提出され次第、速やかに通知する。

(2) 見積り合わせ参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。

#### 6 見積り合わせ参加資格の喪失

見積り合わせ参加資格の確認の結果、見積り合わせ参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本見積り合わせに参加することができません。

(1) 第2の資格要件を満たさなくなったとき

(2) 第3の1に定める提出書類等に虚偽の記載をしたとき

#### 7 費用負担

見積り合わせ参加に関し要した費用は、すべて見積り合わせ参加者の負担とします。

#### 8 見積り合わせ参加資格確認申請書等の取扱い

(1) 市は提出された見積り参加資格確認申請書等を見積り合わせ参加資格の確認以外には、見積り参加者に無断で使用しません。

(2) 提出された見積り合わせ参加資格確認申請書等は返却しません。

(3) 提出された見積り合わせ参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

#### 9 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、見積り合わせに係る検討以外の目的に使用することはできません。

#### 10 見積り合わせ仕様書等の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

見積り合わせ仕様書に関する質問

令和7年4月2日（水）から令和7年4月17日（木）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 質問の方法

質問は所定の質問書（様式4）を用い、電子メールに添付して下記アドレス宛に送信してください。電話、来訪などによる口頭の質問は受け付けません（質問送付時に必ず電話確認をお願いします。）。

(3) 質問の提出先

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局営業課

（神戸市水道局総合庁舎 1階）

電話：078-945-7528

電子メールアドレス：kobewb\_uketsuke@city.kobe.lg.jp

※電子メールの件名は「神戸市水道局水道料金・下水道使用料等WEB（キャッシュレス）決済業務等質問書」としてください。

(4) 回答の方法

本市の回答は、質問受付後、電子メールにて随時見積り予定者（見積り合わせ通知書を受け取った者または見積り合わせ参加申込兼資格確認申請を行った者）全員に回答します。

事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する本市の回答を送信します。

## 第4 見積りの手続き

---

### 1 見積書提出

- (1) 見積書（様式5）に見積金額を記載し、記名してください。
- (2) 見積書には内訳書として、見積書別添を記載してください。見積書の金額と見積書別添の金額に相違がないように記載してください。  
相違がある場合には、失格とします。
- (3) 見積書と見積書別添は、ともに封筒にいれ、封緘のうえ提出してください。
- (4) 見積書を封入する封筒については、任意のものを使用し、宛名「神戸市水道事業管理者」、見積り件名「水道料金・下水道使用料等WEB（キャッシュレス）決済業務等」及び見積り者名を記入してください。

## 2 見積書の提出方法

原則として、見積書の提出は郵送・宅配によるものとします。郵送・宅配の場合は、書留等受取人記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着とし、見積書を提出してください。なお、持参することも認めるが事前に担当課に電話連絡のうえ持参してください。

## 3 提出場所

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号  
神戸市水道局営業課  
(神戸市水道局総合庁舎 1階)  
電話：078-945-7528

## 4 提出期限

令和7年4月28日（月）午後4時必着

持参する場合には、令和7年4月28日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

## 5 見積書における留意事項

- (1) 見積書記載にかかる文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 見積金額は、本業務にかかる経費のすべてを含めて見積ってください。
- (3) 見積書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、の110分の100に相当する金額（以下「見積金額」という。）を記載してください。落札決定に当たっては、単価契約による契約とします。
- (4) 見積金額が基準価格（予定価格の3分の2を下らない範囲内で本市が定める価格）を下回っているときは、神戸市低入札価格調査手続要綱（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき調査を行い、履行に支障がないと認められたもの限り落札候補者とします。なお、当該調査を経て契約する場合、契約不適合責任の期間を通常の倍にします。

## 6 入札保証金

神戸市水道局契約規程第12条第2号に基づき、入札保証金を免除します。

## 7 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は無効とします。

- (1) 見積書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 見積者の記名及び押印がないとき。

- (4) 一の見積に対して2通以上の見積書を提出したとき。
- (5) 代理人による見積の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 見積者及びその代理人が他の見積代理人となり、または数人共同して見積したとき。
- (7) 見積者の資格のない者が見積したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の見積書により見積したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (10) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印のないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により見積り合わせ参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2に掲げる資格のない者に該当した見積は無効とします。

## 8 見積り合わせの辞退

見積り合わせ参加資格の確認の結果、見積り合わせ参加資格を有する旨の通知を受けた見積り合わせ参加者が見積り合わせを辞退する場合は、見積り合わせ辞退届（様式任意）を市に持参し提出してください。

なお、見積り合わせを辞退した者が、これを理由として以後の競争見積において、不利益な取扱いを受けるものではありません。

- (1) 提出期限  
令和7年4月16日(水) 午後4時まで
- (2) 提出場所  
見積参加資格確認申請の提出場所に同じ
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。）

## 第5 落札予定者の決定

---

### 1 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時  
令和7年4月30日(水) 午前10時00分から
- (2) 開札場所  
神戸市水道局本庁舎 4階大会議室

## 2 開札に関する注意事項

- (1) 開札場には、見積者及びその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行立会人（以下「開札関係職員」という。）以外の者は入場することができません。
- (2) 見積者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- (3) 見積者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の提示を求める場合があります。また、代理人をして入場させる場合においては、開札の立会いに関する委任状（様式任意）を提出してください。
- (4) 見積者又はその代理人は、当該見積に参加した他の見積者の代理人となることはできません。
- (5) 共同企業体においては、代表構成員を見積者とし、それ以外の者は入場することはできません。
- (6) 見積者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできません。
- (7) 見積者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、当該見積事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

※ 開札への参加は任意とします。

## 3 落札者決定

契約決定は、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって見積書を提出したものを決定とする。ただし、落札予定者が辞退、資格を喪失したときは、次点の入札者を落札予定者とします。

また、予定価格制限内で最低価格がもって見積書を提出した者が複数ある場合は、当該見積者にくじを引かせて落札者を決定します。くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

## 4 落札結果の公表

落札予定者決定後に、水道局ホームページにて公表します。

# 第6 契約手続き等

---

## 1 契約保証金

契約保証金は、神戸市水道契約規程第21条第1号の規定により契約保証金を免除します。

## 第7 その他

---

### 1 契約締結までのスケジュール

令和7年4月2日（水）	見積り合わせ公募 仕様書等配布開始
令和7年4月2日（水）	質問・見積り合わせ参加資格確認申請受付
令和7年4月16日（水）	見積り合わせ参加資格確認申請受付締切
令和7年4月17日（木）	仕様書等に関する質問受付締切
令和7年4月21日（月）	仕様書等に関する質問回答
令和7年4月28日（月）	見積書提出期限
令和7年4月30日（水）	開札

### 2 見積費用及び提出書類の取扱い

当見積り合わせ応募のためにかかる費用は、見積者の負担とします。